

## 公立学校に定年延長後の職を設置することに伴う関係規則の一部改正について

### 1 改正の理由

公立学校事務職員の定年延長後の職を設置するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正を行う規則

- (1) 市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則（昭和49年教育委員会規則第9号）
- (2) 県立高等学校管理運営規則（平成14年教育委員会規則第8号）
- (3) 県立特別支援学校管理運営規則（平成14年教育委員会規則第9号）
- (4) 県立中等教育学校管理運営規則（平成14年教育委員会規則第10号）
- (5) 県立中学校管理運営規則（平成18年教育委員会規則第20号）

### 3 改正の内容

- (1) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の適用を受ける副参事及び事務長について、61歳以降定年年度までの職として専任主幹を設置する。また、それに伴い、県立学校における副参事補の職を廃止する。
- (2) 管理職以外の事務職員について、61歳以降定年年度までの職としてそれぞれ専任主幹、専任副主幹、専任主査、専任主事を設置する。

### 4 施行期日

令和6年4月1日

〈参考〉

役割の別	職務の級	60歳到達年度の職位		役割の別	職務の級	定年延長 (61歳～定年年度まで)	暫定再任用 (定年～65歳まで) ※定年前再任用 短時間も同様
管理職 又は スタッフ職	6級	事務主幹	役職降任 又は 転任	スタッフ職	5級	専任主幹 ※県立は副参事補(5級) を廃止	専門主事
	5級	※県立は副参事(6級)、 事務長(4級・5級)			4級	専任副主幹	
	4級	事務副主幹			3級	専任主査	
	3級	事務主査			2級	専任主事	
	2級	主任主事					
		主事					

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則(昭和49年宮崎県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 前条に規定する事務職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員に相当する者)の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。	第2条 前条に規定する事務職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員に相当する者)の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。
	<u>専任主幹 上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u>
事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。	事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。
	<u>専任副主幹 上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務を掌理する。</u>
事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。	事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。
	<u>専任主査 上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>

事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。	事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。
	専任主事 上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
[略]	[略]

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第2条 県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第50条 [略]	第50条 [略]
2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、副参事補、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。	2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、 <u>専任主幹、専任副主幹、事務副主幹、専任主査、事務主査、専任主事</u> 、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。
3・4 [略]	3・4 [略]
(職務)	(職務)
第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。	第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)～(13) [略]	(1)～(13) [略]
(14) <u>副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u>	(14) <u>専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u>
	(15) <u>専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要</u>



第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。	第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)～(13) [略]	(1)～(13) [略]
(14) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務 を掌理する。	(14) 専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要と する特定の事務を掌理する。
(15) [略]	(15) 専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必 要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事 務を掌理する。
(16) [略]	(16) [略]
(17)～(23) [略]	(17) 専任主査は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要 とするその専門的業務に従事する。
	(18) [略]
	(19) 専任主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要 とする複雑な事務に従事する。
	(20)～(26) [略]

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第4条 県立中等教育学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第49条 [略]	第49条 [略]
2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、副参事補、事務	2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、 <u>専任主幹、専任</u>

副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任	副主幹、事務副主幹、専任主査、事務主査、専任主事、専門主事
技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。	、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用
	職員を置くことができる。
§・4 [略]	§・4 [略]
(職務)	(職務)
第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合	第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合
のほか、次の各号に掲げるとおりとする。	のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)～(13) [略]	(1)～(13) [略]
(14) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を	(14) 専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要とす
掌理する。	る特定の事務を掌理する。
	(15) 専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要
	とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務
(15) [略]	を掌理する。
	(16) [略]
	(17) 専任主査は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要と
(16) [略]	するその専門的業務に従事する。
	(18) [略]
	(19) 専任主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要と
(17)～(23) [略]	する複雑な事務に従事する。
	(20)～(26) [略]
(県立中学校管理運営規則の一部改正)	
第5条 県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	

改正前	改正後
(職員)	(職員) 第
第39条 [略]	39条 [略]
<p>2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、<u>副参事補、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事</u>、<u>技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u></p>	<p>2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、<u>専任主幹、専任副主幹、事務副主幹、専任主査、事務主査、専任主事、専門主事、主任主事、主事</u>、<u>技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u></p>
3 [略]	3 [略]
(職務)	(職務)
第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。	第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
(10) <u>副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u>	(10) <u>専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u>
	(11) <u>専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務を掌理する。</u>
(11) [略]	(12) [略]
	(13) <u>専任主査は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>
(12) [略]	(14) [略]
	(15) <u>専任主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>

(13)～(19) [略]

(16)～(22) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。